

Digital Annealer

日本リージョンでの契約にかかるリージョン特約条項

2018年10月5日

本条項は、Digital Annealer（以下「本サービス」という）に関する契約者および当社との間のサービス利用契約について規定したものです。

第1条 適用範囲

本条項は、契約者が富士通株式会社とサービス利用契約を締結する場合に適用されるものとします。なお、本条項は、契約者が富士通株式会社とサービス利用契約を締結し、日本国外のリージョンのサービスを利用する場合においても、適用されるものとします。

第2条 言語

本サービス公開ホームページまたは本サービスポータル等で日本語以外の言語で利用規約（以下「本規約」という）またはサービス仕様書等が記載される場合があっても、別途日本語版が用意されていないものを除き、それらは参考訳であり、日本語によって記載されたものが適用されるものとします。

第3条 支払い義務違反の際のサービスの提供

契約者が利用料金および消費税等相当額を支払期日までに支払わない場合、当社は契約者に催告のうえ、本サービスの提供を停止することがあるものとします。

第4条 消費税の取扱い

本サービスの利用料金にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」という）相当額は、サービス利用契約全体で合算された利用料金に対して算定されるものとします。なお、消費税等相当額の算定の際の税率は、当該算定時に税法上有効な税率とします。なお、本サービスの利用料金および消費税等相当額の算定に関して、1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てるものとします。

第5条 反社会的勢力等の排除

1. 契約者および当社は、サービス利用契約の締結にあたり、自らまたはその役員（名称の如何を問わず、

相談役、顧問、業務を執行する社員その他の事実上経営に参加していると認められる者) および従業員 (事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について権限を有するかまたはそれを代行する者) が、次の各号に記載する者 (以下「反社会的勢力等」という) に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを表明し、保証します。

- (1) 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者
- (2) 資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりするなど、前号に記載する者と人的・資金的・経済的に深い関係にある者

2. 契約者および当社は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に記載する行為を行わないことを相手方に対して確約します。

- (1) 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる行為
- (2) 違法行為や不当要求行為
- (3) 業務を妨害する行為
- (4) 名誉や信用等を毀損する

第6条 責任制限

本規約 16.3 条の 100 万ユーロを 1 億円と読み替えるものとします。

第7条 合意管轄

本規約およびサービス利用契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第8条 準拠法

本規約およびサービス利用契約に関する準拠法は、日本法とします。

以 上